那覇市教育委員会教育機関向け包括的ソフトウェアライセンス調達契約書

　那覇市（以下「甲」という）と＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という）との間において、次のとおり契約を締結する

（総則）

第1条　甲は、那覇市教育委員会教育機関向け包括的ソフトウェアライセンス調達業務（以下「業務」という。）を乙に依頼し、乙はこれを受諾する

（法令等の遵守）

第２条　甲、乙は本契約に基づき実施する全ての事項において、日本国国内法令及び、那覇市条例及び規則等を遵守し、これに違反してはならない

（業務内容）

第３条　前条の規定により甲が乙に依頼する業務の内容は、契約書及び仕様書のとおりとする

２　仕様書に明記されていないものがある場合には、甲乙協議して定めるものとする

（ライセンス料）

第4条 業務のライセンス料等（以下「ライセンス料等」という。）は、金＿＿＿＿＿＿＿＿円（うち消費税額及び地方消費税額＿＿＿＿＿＿＿＿円）とする

（契約保証金）

第5条　契約保証金は、那覇市契約規則第29条第１項により契約金額の100 分の10 以上を納めなければならない

ただし、那覇市契約規則第30条の各号いずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除するものとする

（納入期限）

第6条　業務の納入期限（以下「納入期限」という。）は、令和5年12月28日とする

（契約不適合責任）

第7条　乙は、使用開始日以降、ソフトウェアライセンスが規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約の内容に適合しないものである場合は、特別の定めがない限り、契約期間中、修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、このために契約金額を増し、又は期間を延長することはできない

（ライセンス料等の支払い）

第8条　乙は業務を完了したときは、遅滞なく納品書を甲に提出しなければならない

２　乙は、前項の規定による納品書を提出し、甲の検査に合格したときは、遅滞なく支払い

請求書を甲に提出しなければならない

３　甲は、前項の支払い請求書が正当であると認めたときは、その書類を受理した日から

３０日以内にライセンス料を乙に支払わなければならない

（損害賠償）

第9条　乙は業務の実施に当たり甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。損害賠償額については甲乙協議のうえ、本契約の対価を限度額として賠償責任を負うものとする。ただし、乙の責めに帰することができない事由によって当該損害が生じた場合は、この限りでない

（履行遅滞の場合における損害金）

第10条　乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合に

おいては、甲は損害金の支払いを乙に請求することができる

２　前項の損害金の額は、履行期間の翌日から完了検査に合格した日までの日数に応じ、

契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）

第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算

した額とする

３　乙は、甲の責めに帰すべき理由により第９条に規定によるライセンス料等の支払いが遅

れた場合には、第９条３項で規定する日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当

該未払金額に対し、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額の支払いを甲に請求する

ことができる。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等項の責に帰すことの

できない事由による場合には、当該自由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に参入し

ないものとする

（中途解約の禁止）

第11条　甲乙は、本契約を中途解約することはできない

（契約の解除及び違約金）

第12条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除し、既に支払ったライセ

ンス料がある場合は、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる

①　乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、履行期限までに業務を完了しないか、

又は履行期限までに業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき

②　乙が本契約に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき

③　乙が契約書並びに仕様書に基づく正当な理由なくして解約を申し出たとき

④　前号に掲げる場合のほか、この契約条項に違反したとき

２　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解

除し、既に支払ったライセンス料等がある場合は、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる

①　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等

に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）

であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支

店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代

表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が暴力団員（同

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき

②　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加え

る目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

③　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直

接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

④　役員等が、暴力団又は暴力団であることを知りながらこれと社会的に避難されるべき関

係を有しているとき

３　前２項の規定により、この契約が解除された場合において、乙はこれによって生じた損害を

賠償しなければならない。その際の賠償額は、ライセンス料の10 分の1 に相当する額とする

（権利義務の譲渡）

第13条　乙はこの契約から生ずる権利又は義務を発注者の書面による承諾を得ずして、第三者

に譲渡し、又は承継させてはならない

（秘密の保持）

第14条　甲及び乙は、業務の処理により知り得た秘密を他に漏らしてはならない

２　乙は業務による作業の一切（甲より開示された資料や情報を含む。）について、秘密の

保持に留意し、漏洩防止の責任を負う

３　乙は業務のために甲から提供される情報については、業務の目的以外に利用してはなら

ない

なお、前項及び本項の規定は業務が完了し、又は本契約が解除その他の理由により終了した後であっても、その効力を有する

（費用の負担）

第15条　この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする

（合意管轄）

第16条　本契約に係る訴訟については、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする

（協議）

第17条　本契約に定めのない事項又本契約の内容の解釈につき相違のある事項については信義

誠実の原則に従い甲乙協議し、円満に解決を図るものとする

この契約の成立を証するため本書２通を作成し、双方記名押印して各１通を保有する

令和 年 月 日

甲　　　沖縄県那覇市泉崎１丁目１番１号

那覇市

那覇市長　知念　覚

乙

個人情報の取扱いを定める特約

（目的）

第１条 本特約は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条の規定に基づき、情報通信ネットワーク、情報システムの開発及び保守、セキュリティ関連を含む情報システム関連業務全般にわたる業務委託に関して、個人情報の取扱いについて共通する事項を定めることにより、個人情報の流出防止をはじめとする保護を実現することを目的とする。

（定義）

第２条 この特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 個人情報 氏名や住所、電話番号及び家族構成など市が管理する個人に属する情報をいう。
2. 受託者 個人情報を取り扱う業務の処理の委託を受けた者をいう。
3. ログ コンピュータの利用状況の記録、又は利用状況を記録するファイルをいう。
4. 滅失等 個人情報の滅失、破損、改ざん、漏えい及び盗用をいう。

（秘密の保持）

第３条 受託者は、本契約による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の滅失等の防止等に関する義務）

第４条 受託者は、個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するものとし、滅失等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第５条 受託者は、委託業務の目的以外に個人情報を利用してはならない。但し、行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第８条及び那覇市個人情報保護条例第９条に掲げる事由に該当する場合はこの限りではない。

２ 受託者は、業務に関連して知り得た個人情報を第三者に開示、公表、及び配布等をしてはならない。但し、市から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

（個人情報処理の再委託の禁止または制限）

第６条 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。但し、市から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

２ 受託者が第三者に委託業務の全部又は一部を請け負わせる場合、受託者は市に対し当該第三者の全ての行為及びその結果についての責任を負う。

（個人情報の複写及び複製の禁止）

第７条 受託者は、個人情報を委託業務の目的以外に複写及び複製してはならない。但し、市から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

２ 受託者は、委託業務の目的の範囲内であっても、複写または複製を業務遂行の必要最小限に止めなければならない。

（個人情報の保護に関する立入検査の受忍義務）

第８条 市は、いつでも受託者に対して個人情報の関わる管理状況を監査する権限を有する。

1. 市は、必要と認める場合には、受託者の事業所等に立ち入り、個人情報に係る安全管理措置等の遵守状況を監査することができる。
2. 市が受託者に対して個人情報保護に関わる監査を実施する場合、受託者は市に協力しなければならない。

（個人情報の滅失等の事故発生に関する報告義務）

第９条 受託者は、滅失等があった場合は速やかに市へ報告しなければならない。

２ 受託者は、滅失及び破損等があった場合は速やかにシステムのログ等から原因を特定するとともに、滅失等が発生した原因及び経緯に関して書面で報告しなければならない。

（個人情報の提供資料の返還義務）

第10条 受託者は、委託業務が終了したとき又は市の求めがあったときには、市の指示に応じ、個人情報を記録した媒体及びその複製物を返還又は破棄するものとする。開示が電子文書又は電磁的記録による場合の返却方法及び破棄処分の方法に関しては市と受託者が協議の上決定することとする。

（従事者への周知）

第11条 受託者は、本契約の業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。